

小平町地域強靱化計画

令和4年3月
小平町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	小平町強靱化の基本的考え方	
1	小平町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	10
第4章	小平町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	24
2	施策推進の指標となる目標値の設定	24
	【小平町地域強靱化のための施策プログラム一覧】	25
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	40
2	計画の推進方法	40

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、小平町においても、日本海沿岸地震・津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

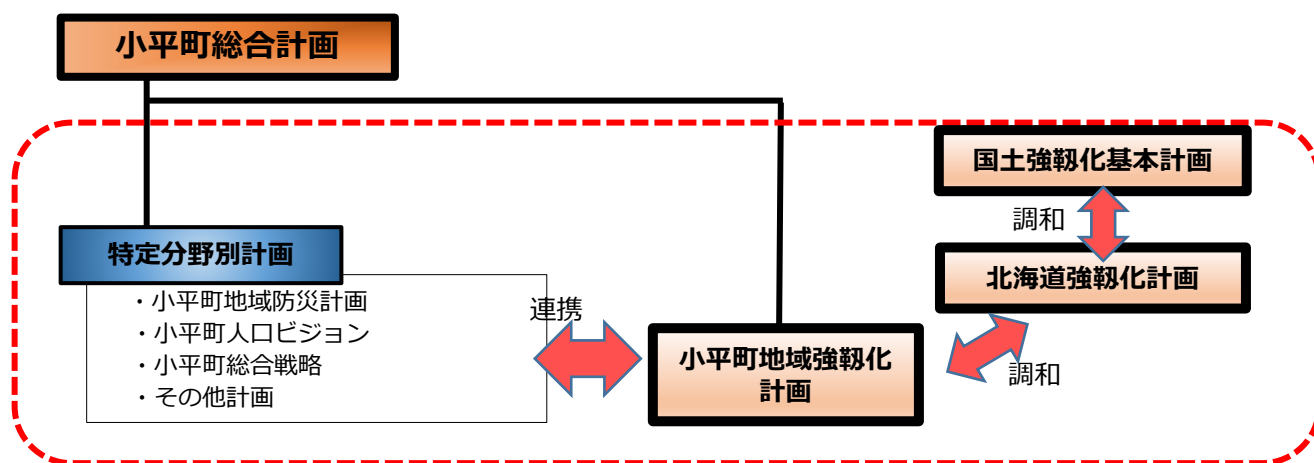
この間、小平町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、小平町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、小平町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「小平町地域強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、小平町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 小平町の基本的考え方

1 強靱化の目標

小平町地域強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

小平町地域の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、小平町地域強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを小平町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

小平町地域強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と小平町社会経済システムを守る
- (2) 小平町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 小平町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

小平町地域強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と小平町の社会経済システムを守る」という観点から、小平町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、小平町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 小平町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 北海道日本海沿岸における津波浸水想定
（H29.2 北海道日本海沿岸における津波浸水想定の公表について）
 - ・ 本町の津波高 10.63m（小平薬川河口）
 - ・ 本町の海岸線における津波影響開始時間（±20cm）20分
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道留萌支庁南部地震（2004年）・・・ M6.1、最大震度6弱相当（推定）
負傷者（軽傷）5名、住家被害（一部破損）121戸

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去30年の台風接近数は、年平均1.9個（全国平均約6個）と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生。特に2016年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7号・9号・10号・11号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者4名・行方不明者2名、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟）
- 1991年から2013年の間に、70の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生（2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生）
- 過去の被害状況
 - ・ 平成16年台風18号（2004年）
負傷者9名、住家被害（一部損壊）263戸
床上浸水9戸、床下浸水4戸
 - ・ 平成30年7月豪雨（2018年）
住家被害 床下浸水1戸
国道232号崩落により通行止め

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定 …… 死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

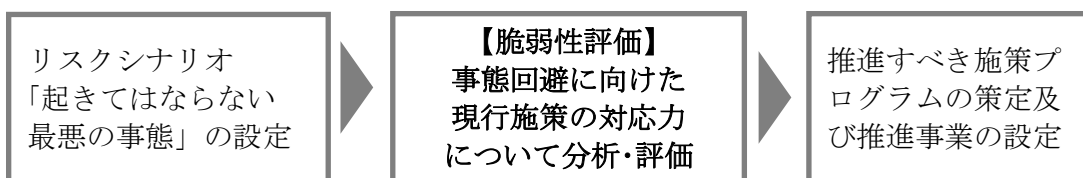
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

小平町としても、本計画に掲げる小平町地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、小平町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた小平町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など小平町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、小平町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

小平町地域強靱化に関する脆弱性評価

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

評価結果

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校や社会福祉施設など不特定多数が集まる施設の耐震化はほぼ完了しているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもある集会所施設等の一部に耐震性がない建物があることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「小平町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、指定を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・公営住宅の耐震化率 100% (R元)
- ・小中学校の耐震化率 100% (R元)
- ・社会福祉施設の耐震化率 100% (R元)
- ・小平町公共施設等総合管理計画：策定済み (H27)
- ・小平町公営住宅等長寿命化計画：策定済み (H21)
- ・小平町防災マップの作成状況：作成済み (H29)
- ・指定一時避難場所 15箇所 指定避難所 42箇所
- ・福祉避難所の指定 1箇所

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

評 価 結 果

(警戒避難体制の整備)

- 北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域の指定について住民周知を一層図るなど、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・土砂災害警戒区域等の指定 → 一部指定 (R元)
- ・土石流ハザードマップの作成状況：未作成

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

評 価 結 果

(津波避難体制の整備)

- 今後、新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップや避難計画の見直しをはじめとした避難体制の再整備が必要となる。
- 現在、指定している緊急避難場所や避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制や住民への周知を一層図っていく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても住民への周知を一層図っていく必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については概ね完了しているが、今後新たな津波浸水予想地域の想定など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。

《指 標》（現状値）

- ・津波ハザードマップの作成状況：作成済み 改訂（H29）
- ・小平町津波避難計画の策定状況：策定済み 改定（H29）
- ・指定緊急避難場所 11箇所 緊急一時避難場所 18箇所
- ・福祉避難所の指定状況 1箇所 ※再掲

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

評 価 結 果

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 道で、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を作成しているが、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域図の一層の活用を図るなど、町のハザードマップ作成及び防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水ハザードマップ作成等についても促進する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河川の護岸、農業用排水路、河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

《指 標》（現状値）

- ・浸水（洪水・内水）ハザードマップ等の作成状況：未作成

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

評 価 結 果

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇

所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

《指 標》(現状値)

・道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率：100%

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

評 価 結 果

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

《指 標》(現状値)

・暖房器具等の備蓄状況（R元）毛布186枚、発電機13台、ポータブルストーブ7台

評価結果

(関係機関の情報共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定など対策を推進する必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域防災力の向上に向け、北海道が現在取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画促進などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画：小平町地域防災計画に掲載
- ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
津波災害策定（H29）、土砂災害策定（H27）
- ・自主防災組織の結成：38団体（R元）
- ・防災訓練の実施回数：7回（R元）
- ・Jアラート全国一斉情報伝達訓練：4回（R元）
- ・安否情報システム全国一斉訓練：2回（R元）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

評 価 結 果

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 「災害時備蓄計画」による、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・防災関係の協定件数：10件（R元）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

評 価 結 果

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 北海道胆振東部地震時には、陸上自衛隊北部方面隊から災害派遣隊が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害に備え、陸上自衛隊第26普通科連隊との連携をさらに図る必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について推進する必要がある。

《指 標》(現状値)

・消防団員数 104人 (R元)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

評 価 結 果

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害時の診療所機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備など所要の対策を早急に図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

《指 標》（現状値）

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
1期100% 2期100%（R元）
⇒ 1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

評 価 結 果

（災害対策本部機能等の強化）

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、役場庁舎及び消防庁舎等の耐震化を図る必要がある。

（行政の業務継続体制の整備）

- 町の業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT 部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある。
- 町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

《指 標》(現状値)

- ・消防団員数 104人 (R元) ※再掲
- ・災害対策本部を設置する庁舎(役場)の耐震化率:0% (R元)
- ・姉妹都市災害時相互応援に関する協定 (H14)
- ・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ (H22)
- ・小平町・幌加内町・沼田町3町防災協定 (H24)
- ・災害時の応援に関する協定 (H26)
- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H27)
- ・留萌管内8市町村災害時相互応援協定 (H29)
- ・業務継続計画 一部策定 (R元)

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

評 価 結 果

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取り組みが必要である。

(石油燃料供給等の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給及びLPガスを安定確保するため、留萌地方石油業協同組合及び北海道エルピーガス災害対策協議会と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・留萌地方石油業協同組合 (H21)
- ・北海道エルピーガス災害対策協議会 (H22)

4-2 食料の安定供給の停滞

評 価 結 果

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災一派災対策も含め、農地

や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

- 現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(町産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(町産農水産物の産地備蓄の推進)

- 災害時には米以外の農水産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・ 農業従事者数： 260 人 (H27 農林業センサス)
- ・ 水産業従事者数： 87 人 (H30 漁業センサス)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

評 価 結 果

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(水道施設等の防災対策)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備え、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的に行い、被害の最小化を図る必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・水道施設更新基本計画：策定済み (H28)
- ・下水道ストックマネジメント基本計画：策定済み (H29)
- ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 72% (R元)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

評 価 結 果

(交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請していく必要がある。
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める必要がある。
- 地域住民の移動手段を確保するため、デマンドバスの維持対策を継続する必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁については、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・橋梁の予防保全率：55% (R元)
- ・橋梁の点検率：100% (H26~H30)
- ・橋梁長寿命化修繕計画：策定済み (H24)
- ・橋梁の補修状況：管理橋梁68橋 (修繕対象橋梁20橋中16橋完了) (R元)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

評価結果

(企業における業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。また、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

《指標》(現状値)

- ・町内企業の業務継続計画：未策定

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

評価結果

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく諸対策を推進する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。

《指標》(現状値)

- ・ため池の点検・診断の実施割合：100% (R元)
- ・防災重点ため池のハザードマップの策定状況：策定済み (R元)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

評価結果

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与えるため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

《指 標》(現状値)

- ・多様な樹種、林齢で構成された森林の面積：55,899ha (H30 北海道林業統計)
- ・町有林における人工林の面積：851ha (H31 森林調査簿)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

評 価 結 果

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

《指 標》(現状値)

災害廃棄物処理計画の策定状況：未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

評 価 結 果

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効

果的に行われるよう、小平町建設業協会と協定を締結しているが、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制強化を図る必要がある。

《指 標》(現状値)

・町内建設土木業就業者数：106人 (R元)

第4章 小平町地域強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、小平町における地域強靱化施策の取組方針を示す「小平町地域強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

【小平町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 当該施策プログラムがターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を末尾に《 》書きで記載（＊ 道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記）
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

（1） 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅、建築物等の耐震化） 重点

- 「小平町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕《道内》
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者等による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕《道内》

（建築物等の老朽化対策） 重点

- 公共建築物の老朽化対策については、「小平町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕《道内》

（避難場所の指定・整備） 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。〔道、町〕《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。〔道、町、民間〕《道内》
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や地区会館等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。〔国、道、町〕《道内》

（緊急輸送道路等の整備） 重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕《道内》

【指標】

・公営住宅の耐震化率	100% (R元)	➡ 現状を維持する。
・小中学校の耐震化率	100% (R元)	➡ 現状を維持する。
・社会福祉施設の耐震化率	100% (R元)	➡ 耐震化を促進する。
・小平町公共施設等総合管理計画：策定済み (H27)		➡ 必要に応じ見直しを行う。
・小平町公営住宅等長寿命化計画：策定済み (H21)		➡ 必要に応じ見直しを行う。
・小平町防災マップの作成状況：作成済み 改訂 (H29)		➡ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
・指定緊急避難場所	15箇所	➡ 必要に応じ整備する。
・指定避難場所	42箇所	➡ 必要に応じ整備する。
・福祉避難所の指定	1箇所	➡ 必要に応じ整備する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
町営住宅改善・建替え事業	社会資本整備総合交付金（住宅）
ゆったりかん改修事業	地方創生拠点整備交付金 地方創生推進交付金
小平地区こども園新設事業	
旧花田家番屋耐震事業	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助金
旧花田家番屋周辺環境整備事業	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助金
(仮称) 鬼鹿行政センター建設事業	
住宅新築等助成事業	
住環境整備費助成事業	
空き家等解体撤去事業	
集会施設等解体撤去事業	
海岸漂着物回収処理事業	北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) 重点

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図る。[国、道、町]《道内》

【指標】

・土砂災害警戒区域等の指定	→ 一部指定 (R元)	➡ 指定を推進する。
・土石流ハザードマップの作成状況：未作成		➡ 基礎調査等の結果により作成する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
土砂災害基礎調査	
治山事業 (民有林直轄治山事業・補助治山事業)	
小規模治山事業	地域づくり総合交付金

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) 重点

- 日本海沿岸における現行の津波浸水想定について、国において調査が進められている断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進する。[道、町]《道内》
- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、町]《道内》
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。[国、道、町]《道内》

【指標】

・津波ハザードマップの作成状況：作成済み 改訂 (H29)	➡	方針や内容変更があった際に見直しを行う。
・小平町津波避難計画の策定状況：策定済み 改定 (H29)	➡	方針や内容変更があった際に見直しを行う。
・指定緊急避難場所 11箇所	➡	必要に応じ整備する。※再掲
・緊急一時避難場所 18箇所	➡	必要に応じ整備する。※再掲
・福祉避難所の指定 1箇所	➡	必要に応じ整備する。※再掲

【推進事業】

事業名	関連補助金等

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) 重点

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]《道内》

(河川改修等の治水対策) 重点

- 河川の護岸、農業用排水路、河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水池の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
[国、道、町]《道内》
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

[国、道、町]《道内》

【指標】

・浸水（洪水・内水）ハザードマップ等の作成状況：未作成 → 必要に応じ作成する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
河道内樹木の伐採除去事業	
普通河川維持事業	
農業用排水路整備事業	農地耕作条件改善事業補助金
公共下水道施設更新事業	社会資本整備総合交付金（下水道）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化） 重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]《道内》
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]《道内》

（除雪体制の確保） 重点

- 各道路管理者の管理水準に基づく速切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]《道内》
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]《道内》

【指標】

・道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率：100% → 100%を維持

【推進事業】

事業名	関連補助金等
道路維持補修事業	
町道等除排雪事業	
除雪機械購入事業	社会資本整備総合交付金（除雪機械）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策) 重点

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。〔国、道、町、民間〕《道内》

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) 重点

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。〔道、町〕《道内》

【指標】

・暖房器具等の備蓄状況 (R元) 毛布 186 枚、発電機 13 台、 ポータブルストーブ 7 台 → 必要に応じ追加で備蓄する。
--

【推進事業】

事業名	関連補助金等
防災用備蓄品購入事業	地域づくり総合交付金

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) 重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

〔国、道、町、民間〕《道内》

- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

〔国、道、町〕《道内》

(住民等への伝達体制の強化) 重点

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。〔道、町〕《道内》

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線を活用するほか、ホームページを活用した情報提供やLアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。

〔国、道、町、民間〕《道内》

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、宿泊施設などの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]《道内》

(地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
[道、町、民間]《道内》
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]《道内》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画：小平町地域防災計画に掲載 ➡ 必要に応じ更新。 ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 津波災害策定（H29）、土砂災害策定（H27）➡ 必要に応じ更新。 ・自主防災組織の結成：38団体（R元） ・防災訓練の実施回数：7回（R元）➡ 継続的に実施。 ・Jアラート全国一斉情報伝達訓練：4回（R元）➡ 継続的に実施。 ・安否情報システム全国一斉訓練：2回（R元）➡ 継続的に実施。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) 重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
[道、町、民間]《道内・道外》
- 災害時の連携も含め市町村間の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]《道内》

- 行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を推進する。
[道、町、民間]《道内》

(非常用物資の備蓄促進) 重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]《道内》
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]《道内》
- 支援制度を活用し、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
[道、町]《道内》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係の協定件数：10件 (R元) 北海道、北海道市長会、北海道町村会 小平町建設業協会 留萌地方石油業協同組合、留萌地方石油業協同組合小平支部 東京都小平市 北海道エルピーガス災害対策協議会 留萌市、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 幌加内町、沼田町 一般社団法人旭川地区トラック協会、旭川地区トラック協会留萌支部 北海道コカ・コーラボトリング (株) (株)セブン-イレブン・ジャパン

【推進事業】

事業名	関連補助金等

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) 重点

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの各防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動にかかる災害対応の実効性を確保する。
[国、道、町、民間]《道内・道外》
- 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団員に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]《道内》

(自衛隊体制の維持・拡充) 重点

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関

において連携した取組を推進する。

[国、道、町]《道内・道外》

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) 重点

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]《道内》

【指標】

・消防団員数 104人 (R元) ➡ 105人程度を維持する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) 重点

- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入などの災害時の医療拠点の機能を確保するため、町立診療所において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。[国、道、町]《道内》

(災害時における福祉的支援) 重点

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]《道内》

(防疫対策) 重点

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]《道内》

【指標】

・予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
1期100% 2期100% (R元)
➡ 1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

(3) 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) 重点

- 災害対策本部にかかる運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。〔町〕《道内》
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在となる消防団の機能強化を推進する。〔国、道、町〕《道内》
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防庁舎等行政施設の耐震化や改修を推進する。〔国、道、町〕《道内》

(行政の業務継続体制の整備) 重点

- 災害時における行政業務の継続体制を確保するため、業務継続計画の策定に努める。
〔町〕《道内》
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。〔道、町〕《道内》

【指標】

- ・ 消防団員数 104人（R元） ➡ 105人程度を維持する。※再掲
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率：0%（R元）
➡ 災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- ・ 姉妹都市災害時相互応援に関する協定（H14） ➡ 現状維持。
- ・ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（H22） ➡ 現状維持。
- ・ 小平町・幌加内町・沼田町3町防災協定（H24） ➡ 現状維持。
- ・ 災害時の応援に関する協定（H26） ➡ 現状維持。
- ・ 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（H27） ➡ 現状維持。
- ・ 留萌管内8市町村災害時相互応援協定（H29） ➡ 現状維持。
- ・ 業務継続計画 一部策定（R元） ➡ 必要に応じ見直しを行う。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) 重点

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などを推進する。[国、道、町、民間]《道内》

(避難所等への石油燃料供給の確保) 重点

- 留萌地方石油業協同組合及び北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及び LP ガスが安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[町、民間]《道内》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> ・留萌地方石油業協同組合 (H21) ➡ 現状維持。 ・北海道エルピーガス災害対策協議会 (H22) ➡ 現状維持。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) 重点

- 平時、災害時を問わず本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]《道内・道外》
- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、農水産業の体質強化に向けた持続的な取組を推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(町産食料品の販路拡大) 重点

- 食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]《道内・道外》

(町産農水産物の産地備蓄の推進) 重点

- 産地における農水産物の長期貯蔵など、平時における農水産物の安定供給に加え、大災害時においても農水産物の円滑な供給に資する取組を推進する。
[国、道、町、民間]《道内・道外》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者数：260人 (H27 農林業センサス) ➡ 農業の担い手確保に対する支援を推進する。 ・水産業従事者数：87人 (H30 漁業センサス) ➡ 漁業の担い手確保に対する支援を推進する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等直接支払交付金
大楯地区基盤整備事業	農業競争力強化農地整備事業補助金
団体営水利施設整備事業	農業水路等長寿命化・防災減災交付金
道営土地改良（農業用排水路施設）事業	水利施設等保全高度化事業補助金
小平町和牛繁殖センター整備事業	地方創生拠点整備交付金
畜産振興事業	町畜産振興補助金
漁業近代化資金利子補給事業	町漁業近代化資金利子補給金
臼谷漁業共同作業施設整備事業	水産業競争力強化緊急施設整備事業補助金 水産業強化支援事業補助金
鬼鹿漁港係留施設改修事業	水産物供給基盤機能保全事業補助金

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化、老朽化対策等） 重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]《道内》
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]《道内》

（下水道施設等の防災対策） 重点

- 災害時に備え、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。
[国、道、町]《道内》
- 農村部への合併処理浄化槽設置事業を継続して推進する。
[国、道、町]《道内》

【指標】

- ・ 水道施設更新基本計画：策定済み（H28） ➡ 計画に沿って老朽化対策を実施
- ・ 下水道ストックマネジメント基本計画：策定済み（H29） ➡ 計画に沿って老朽化対策を実施
- ・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率72%（R元） ➡ 現状維持（継続して推進する）

【推進事業】

事業名	関連補助金等
水道施設更新事業	簡易水道等施設整備費国庫補助金
水道管更新事業	
公共下水道施設更新事業	社会資本整備総合交付金（下水道）
浄化槽設置整備事業	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）

4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) 重点

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(道路施設の防災対策等) 重点

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[国、道、町]《道内》
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
[国、道、町]《道内》

【指標】

- ・ 橋梁の予防保全率： 55% (R元) ➡ 予防保全率の向上を目指す。
- ・ 橋梁の点検率： 100% (H26~H30) ➡ 現状を維持する。
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画：策定済み (H24) ➡ 点検結果によって、その都度見直す。
- ・ 橋梁の補修状況 68橋中、16橋完了 (H25~R元)

【推進事業】

事業名	関連補助金等
町道整備事業	
道路維持補修事業	
橋梁長寿命化事業	社会資本整備総合交付金 (橋梁)
沖内地区道路改良舗装事業	農道整備特別対策事業補助金

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における業務継続体制の強化) 重点

- 大規模災害時において、町内企業の事業を停止することによる住民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、町内企業等の事業推進体制の継続及び事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。
[国、道、町、民間]《道内》

【指標】

・町内企業の業務継続計画 ➡ 策定に向け支援を推進する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策) 重点

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため他の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため他の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。

[国、道、町、民間] 《道内》

【指標】

・ため池の点検・診断の実施割合：100% (R元) ➡ 現状を維持する。
・防災重点ため池のハザードマップの策定状況：策定済み (R元)
➡ 必要に応じ見直しを行う。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
農村地域防災減災事業	ため池整備事業補助金

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) 重点

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

[国、道、町、民間] 《道内》

- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間] 《道内》

(農地・農業水利施設等の保全管理) 重点

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業

水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。〔国、道、町〕《道内》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> 多様な樹種、林齢で構成された森林の面積：55,899ha（H30 北海道林業統計） ➡ 現面積を確保する。 町有林における人工林の面積：851ha（H31 森林調査簿） ➡ 年3haの造林面積を確保する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等
多面的機能支払交付金事業	多面的機能支払交付金
有害鳥獣駆除事業	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金
町有林整備事業	森林環境保全整備事業補助金
民有林育成事業	森林環境保全整備事業補助金・町民有林育成事業補助金
エゾシカ被害防止緊急対策事業	地域づくり総合交付金

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理計画の策定) 重点

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理等計画の策定に努める。また、留萌南部衛生組合において災害廃棄物の処理体制の取り決めがないため、留萌南部衛生組合を構成する留萌市、増毛町と災害廃棄物処理計画を検討し、一時堆積場や処理施設なども含め、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。〔国、道、町、民間〕《道内、道外》

【指標】

<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定状況：未策定 ➡ 策定を推進する。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携) 重点

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの

応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する小平町建設協会との連携体制を強化する。[町、民間]《道内》

(行政職員の活用促進) 重点

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国や道との行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]《道内》

【指標】

・町内建設土木業就業者数：106人（R元） ➡ 技術力向上の支援及び担い手確保の推進を図る。

【推進事業】

事業名	関連補助金等

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、小平町の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、小平町地域強靱化のスパイラルアップを図っていく。

小平町地域強靱化計画

令和2年6月策定
令和3年3月改訂
令和4年3月改訂

小平町企画振興課企画振興係

T E L : 0 1 6 4 - 5 6 - 2 1 1 1
F A X : 0 1 6 4 - 5 6 - 2 1 1 0
Eメール : info@town.obira.lg.jp